明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（総務六三）　一
○地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令（同六四）　一
○地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令（同六五）　一

省　令

○総務省令第六十三号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の規定に基づき、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月二十五日

総務大臣　新藤　義孝

普通交付税に関する省令の一部を改正する省令

普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第八号中「昭和五十七年度」を「昭和五十八年度」に改める。

第五条第一項の表第五号中「同法第九条」を「道路法第九条」に、「平成二十五年四月一日」を「平成二十六年四月一日」に改め、同表第三十九号中「前年度において当該都道府県」を「前年度の最後の支給期月において当該都道府県」に改め、「前年度において六箇月分に満たない年金たる恩給又は退職年金を受けた者及び」を削り、同表第四十号中「昭和五十七年度」を「昭和五十八年度」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同表第四十二号中「昭和五十七年度」を「昭和五十八年度」に改め、同表第四十三号中「平成二十四年度まで」を「平成二十五年度まで」に、「並びに平成二十四年度」を「、平成二十四年度」に改め、「（以下「平成二十四年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額」の下に「並びに平成二十五年度において「平成二十五年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十六年二月六日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係る地方債（以下「平成二十五年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額」を加え、同表第四十四号中「平成四年度から平成二十四年度」を「平成五年度から平成二十五年度」に改め、「、平成四年度において「平成四年度における地方税の減収補てんのための地方債の許可予定額の枠配分について（平成五年三月二日付自治地第二十六号都道府県知事あて自治事務次官通知）に基づき発行を許可された地方債（以下「平成四年度減収補**塡**債」という。）」を削り、「並びに平成二十四年度」を「、平成二十四年度」に改め、「（以下「平成二十四年度減収補**塡**債」という。）」の下に「並びに平成二十五年度において「平成二十五年度地方債同意等予定額について（平成二十五年二月十四日付け総財地第二十三号、総財務第三十号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十五年度減収補**塡**債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十五年度減収補**塡**債」という。）」を加え、同表第四十五号中「平成四年度及び」を削り、同表第四十六号中「平成四年度から」を「平成五年度から」に改め、「、平成三年度において「平成三年度臨時財政特例債（普通会計分）に係る起債許可予定額の枠配分（最終分）について（平成四年三月二十七日付自治地第五十八号都道府県知事、指定都市市長、港湾管理組合管理者あて自治事務次官通知）」、「平成三年度臨時財政特例債に係る枠配分額（第一次分）の決定について（平成三年九月二十一日付自治準企第二百十三号都道府県知事、指定都市市長あて自治事務次官通知）」、「平成三年度臨時財政特例債に係る枠配分額（最終分）の決定について（平成四年三月六日付自治準企第二十六号都道府県知事、指定都市市長あて自治事務次官通知）及び「平成三年度臨時財政特例債に対する起債許可予定額の枠配分について（平成三年八月三十一日付自治企二第百十二号沖縄県知事あて自治事務次官通知）」に基づき特別に発行を許可された地方債、平成四年度において「平成四年度臨時財政特例債（普通会計分）に係る起債許可予定額の枠配分（第三次分）について（平成五年三月二十六日付自治地第八十五号都道府県知事、指定都市市長、港湾管理組合管理者あて自治事務次官通知）」、「平成四年度臨時財政特例債に係る枠配分額（第二次分）の決定について（平成四年九月十八日付自治準企第百九十号都道府県知事、指定都市市長あて自治事務次官通知）」、「平成四年度臨時財政特例債に係る枠配分額（第三次分）の決定について（平成五年三月二日付自治準企第五十九号都道府県知事、指定都市市長あて自治事務次官通知）」及び「平成四年度臨時財政特例債（公営企業会計等分）に対する起債許可予定額の枠配分について（平